JAL PassAge コーポレートプラン　会員規約

2022 年 4 月改定

第 1 条（総則）
「JAL PassAge コーポレートプラン 会員規約」（以下「本規約」という）は、株式会社 JAL サンライト（以下「JAL サンライト」という）が、日本航空株式会社（以下「日本航空」という）から受託して行う JAL PassAge コーポレートプラン（以下「PassAge」という）に関する PassAge 会員（以下「会員」という）と日本航空および JAL サンライトとの権利・義務関係を定めることを目的としています。

第 2 条（本規約の適用およびその改定ならびに承認）
1. 本規約は、会員番号を付与して行う PassAge について、会員と日本航空および JAL サンライトに係わる一切の関係に適用します。
2. 前項の規定にかかわらず、日本航空または JAL サンライトは、必要に応じて、特定の会員との間に特約を定めることがあります。
3. 日本航空および JAL サンライトは必要と認めたときに、本規約を改定することができるものとします。本規約が改定された場合には、日本航空および JAL サンライトは相当の期間をおいて、本規約を変更する旨および新会員規約ならびに改定の効力発生日およびその内容を会員宛に通知し、または日本航空および JAL サンライトが適当と認める方法で告知します。当該通知または告知の後に、会員が PassAge を利用したときは、会員は新会員規約を承諾したものとします。

第 3 条（会員）
1. 会員とは、本規約を承諾のうえ、日本航空および JAL サンライトに PassAge の入会を申し込み、JAL サンライトが所定の審査のうえ入会を承認した法人または団体をいいます。
2. 会員は、PassAge の利用に関して生じる会員に対する日本航空の債権が、その発生と同時に日本航空から JAL サンライトに譲渡されることを承諾するものとします。
3. 会員は、第 1 項における申し込みにあたり管理責任者および連絡責任者を指名するものとします。

第 4 条（会員番号の発行と無効）
1. JAL サンライトは、会員に対し所定の方法により会員番号と有効期限を通知します。
2. JAL サンライトは、PassAge の有効期限までに退会の申し出のない会員で、JAL サンライトが審査のうえ引き続き会員と認めた場合、有効期限を更新し通知します。
3. JAL サンライトは、会員に一旦通知した会員番号を無効とすることおよび新たな会員番号を発行することができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。その場合 JAL サンライトは会員に対し、その旨を書面その他の方法により通知します。

第 5 条（PassAge の利用）
1. 会員は、あらかじめ申込書により JAL サンライトに届け出て、かつ、JAL サンライトが承認した旅行会社、または PassAge の利用可能な航空会社（以下「利用店」という）でのみ精算することができます。なお、JAL サンライトは旅行会社の承認をいつでも取り消すことができるものとします。会員は所定の方法により、利用店に対し、会員番号を通知するものとします。
2. 会員は、航空券および JAL サンライトが別途定める渡航関連費用（発券手数料、査証代等）の支払いを行うことができます。
3. 会員が利用店から購入した航空券または前項に定める渡航関連費用の支払いに関する紛議は、会員と利用店との間で解決するものとします。紛議の解決の有無は、代金の支払拒否の理由とはなりません。
4. 会員は、利用店以外の第三者に対して会員番号を通知してはいけません。
5. 日本航空または JAL サンライトは、信用状況等の変化その他の諸般の事情を鑑みて、会員の PassAge の利用をお断りすることがあります。
6. 会員は、本規約の定めに従って善良な管理者の注意をもって PassAge を利用するものとします。

第 6 条（会員番号および旅行会社の変更・追加）
会員が会員番号および旅行会社を追加、変更または一部取り消しをする場合は、会員の代表者または管理責任者が所定の届出書により JAL サンライトに届け出るものとします。

第 7 条（支払責任）
1. 会員は、PassAge に関して生じる一切の債務を JAL サンライトに対して履行します。
2. 会員またはその利用者により PassAge の不正利用等に起因して JAL サンライトが損害を被った場合には、会員はその損害を賠償しなければなりません。

第 8 条（利用限度額）
会員の PassAge の利用限度額は、JAL サンライトが別に定めるところによります。この利用限度額は、JAL サンライトの都合により変更できるものとします。

第 9 条（代金の支払）
1. JAL サンライトは、PassAge 利用代金等会員に対する債権を原則として毎月末日に締切り、原則として翌月第 7 営業日に会員宛に請求書を発行するものとします。
2. 会員は、前項の請求額について、次のいずれかの方法により JAL サンライトに支払うものとします。
   (1) 請求書受領月の末日（銀行休業日の場合は前営業日）までに JAL サンライトの指定する銀行口座へ振り込み（振り込みに要する手数料は会員の負担）
   (2) 請求書受領月の 27 日（休日の場合は翌営業日）にあらかじめ届け出た預金口座からの自動引き落とし
3. 会員は、前項（ロ）に係わる口座振替の業務を JAL サンライトの指定した代行会社に行わせることを承諾します。

第 10 条（退会）
1. 会員が PassAge を退会する場合は、会員の代表者または管理責任者が所定の届出書により JAL サンライトに届け出るものとし、会員は、退会の届出と同時に JAL サンライトに対する債務の全額を支払わなければなりません。ただし、JAL サンライトが認める場合には、前条に定める支払方法によることができるものとします。
2. 会員が前項の手続きをすべて完了した時点で退会の効力が生じるものとします。

第 11 条（会員資格の再審査）
日本航空または JAL サンライトは会員の適格性について入会後、定期・不定期の再審査を行うことがあります。この場合、会員は日本航空または JAL サンライトの求める資料の提出に応じなければなりません。

第 12 条（有効期間内の会員資格取消）
1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、日本航空および JAL サンライトは会員に対し、何らかの通知および催告をすることなく会員資格を取り消すことができます。会員は、これに対し異議を申し立てることはできません。
   (1) 会員が入会時に虚偽の申告をした場合
   (2) 本規約のいずれかに違反した場合
   (3) JAL サンライトに対する債務の履行を一つでも怠った場合
   (4) 会員の信用状況に重大な変化が生じた場合
   (5) PassAge 利用状況または利用額等が適当でないと JAL サンライトが判断した場合や会員番号の管理が適切でないと認めた場合
2. 前項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、日本航空および JAL サンライトは会員に対し、何らかの通知および催告をすることなく、利用店に当該会員の会員資格の取り消しを連絡し法的措置をとることがあります。また、JAL サンライトが取り立てに要した費用（実際に支出した弁護士費用含む）は、会員が一切負担しなければなりません。
3. 第 1 項各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、会員は第 9 条の規定にかかわらず、期限の利益を失い、残債務額を完済しなければなりません。ただし、会員は、会員資格取り消し時までに発券された航空券類のうち未使用分がある場合は、ただちにそれらを JAL サンライトまたは利用店に返還するものとします。

第 13 条（反社会的勢力の排除）
会員と日本航空および JAL サンライトは、当事者のいずれかが次のいずれかの項に違反していると合理的に判断した場合は、他の当事者に対して何らかの通知、催告を要せず、また自己の債務の履行提供をせずにただちに、契約の全部または一部を解除することができます。またこれにより損害が生じた場合は、原因当事者が賠償するものとします。
1. 会員と日本航空および JAL サンライトは、現在または将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないこと。
   (1) 暴力団
   (2) 暴力団員
   (3) 暴力団準構成員
   (4) 暴力団関係企業
   (5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ
   (6) その他前各号に準ずるもの
2. 会員と日本航空および JAL サンライトは、現在または将来にわたって、前号の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」という）と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないこと。
   (1) 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
   (2) 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
   (3) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
   (4) その他の反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
3. 会員と日本航空および JAL サンライトは、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないこと。
   (1) 暴力的な要求行為
   (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
   (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
   (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
   (5) その他前各号に準ずる行為

第 14 条（届け出事項の変更）
1. 会員の代表者または管理責任者は、申込書にて JAL サンライトに届け出た事項について変更があった場合は、遅滞なく所定の方法により JAL サンライトに届け出るものとします。
2. 会員は、前項の届け出がないため、JAL サンライトからの通知または送付書類、支払金その他が延着し、または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなされても異議ないものとします。

第 15 条（遅延損害金）
会員は、JAL サンライトに対する債務を約定期日に支払わない場合には、その翌日より完済に至るまで、年 14.6%の割合による損害金を付加して支払うものとします。

第 16 条（信用情報機関の利用）
会員は、日本航空または JAL サンライトが加盟する信用情報機関および当該信用情報機関と提携する信用情報機関に会員の信用情報が登録されている場合には、日本航空または JAL サンライトがこれを利用することに同意するものとします。

第 17 条（会員情報および個人情報の利用目的）
1. 日本航空および JAL サンライトは会員より取得した会員情報および個人情報については、PassAge サービスの提供、およびそれに関連する業務、会員からのお問い合わせ等への対応に利用します。
2. 日本航空および JAL サンライトは利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取り扱いを自社以外の第三者に委託することがあります。この場合には、十分な経験・能力を有する者を選定するとともに、契約にあたって守秘義務に関する事項等を規定し、情報が適正に管理されることを担保し、適切に管理・監督を行います。

第 18 条（守秘義務）
会員と日本航空および JAL サンライトは、本規約有効期間中および PassAge の利用終了後も、本規約の履行に伴い知り得た情報を他の当事者の事前の書面による承諾なく第三者に開示し、または公表しないものとします。

第 19 条（本規約に明記のない事項）
本規約に定めのない事項については、会員と日本航空および JAL サンライトは別途誠意をもって協議するものとします。

第 20 条（合意管轄裁判所）
本規約およびそれに関連する諸規定に関する訴訟については、東京地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第 21 条（準拠法）
本規約およびそれに関連する諸規定に関する準拠法は、日本法とします。

第 22 条（関係法令、規則の遵守義務）
会員は、国内外の関係法令および規則を遵守し、これらに従うものとします。

JAL PassAge コーポレートプラン 申込書

1．ご記入にあたって

■ 必要事項をご記入のうえ、(株)JALサンライトまでメールまたは返信用封筒にてご返送ください。

＜ご返送・お問い合わせ先＞

株式会社JALサンライト　PassAgeデスク

〒144-0041　東京都大田区羽田空港3-5-1 JALメインテナンスセンター1

TEL：03-5796-1118　E-mail：accounting.passage@jal.com

営業時間　9：30～12：00、13：00～17：00　（土・日・祝日・年末年始休み）

■ 入会に際して所定の審査をさせていただきます。

■ 通常、申込書が(株)JALサンライトに到着してから約2週間でPassAge会員番号を発行いたします。

2．法人名英語表記について

■ 英語表記はスペース含め20文字以内でご記入ください。文字数を超える場合は、20文字目までご記入ください。

3. 代表者について

■ 代表者は、本申し込みにあたり決裁権限がある法人印または役職印を保有されている方にお願いいたします。

■ 代表者は契約企業の方に限らせていただきます。インハウス（契約企業内旅行会社）の方は代表者として登録できません。

4. 管理責任者／連絡責任者について

■ 管理責任者は、原則として部課長職以上の方にお願いいたします。

■ 管理責任者は、PassAge入会後、代表者に代わって各種届出を行うことができます。

■ 管理責任者および連絡責任者は、契約企業またはインハウス（契約企業内旅行会社）の方に限らせていただきます。

■ 管理責任者および連絡責任者は、同じ所属部門の方でご登録をお願いいたします。

■ PassAgeに関するご案内は、原則として連絡責任者の方にご連絡いたします。

5. 指定旅行会社について

■ 発券を担当される旅行会社をご記入ください。記入された旅行会社用のPassAge会員番号を発行いたします。

6. 決済方法について

■ 銀行振込をご選択の場合は、ご希望の金融機関に○を付けてください。

■ 自動引落をご選択の場合は、**預金口座振替依頼書に必要事項をご記入のうえ、返信用封筒にてご返送ください。**

■ 毎月末日で締切り、原則として翌月第7営業日に会員宛に請求書を発行いたします。

■ 上記以外の請求書締日・請求書発行スケジュールをご希望の場合は(株)JALサンライトへご相談ください。

7. 請求書通知先について

■ 請求書通知先は「管理責任者」「連絡責任者」「その他」のうち、2か所のご指定をお願いします。ご指定がない場合は、「管理責任者」「連絡責任者」を通知先として設定いたします。

■ 請求書の通知先として「その他」をご指定の場合は、「法人名・部課名・担当者名」「所在地」「E-mail」をご記入ください。

■ 会員Webサイト「ポータルサイト」のIDおよび初期パスワードは、ご指定いただいた請求書通知先へ原則メールにてお送りいたします。

■ 請求が確定いたしましたら、ご登録のE-mailアドレス宛にお知らせいたしますので、請求書および明細書はポータルサイトからご確認ください。

記入例

JAL PassAge コーポレートプラン 申込書

日本航空株式会社
株式会社JALサンライト　御中

申込日	西暦 20 XX 年 X 月 XX 日

当社は、別紙のJAL PassAge コーポレートプラン（以下「PassAge」という）会員規約を承諾のうえ、PassAgeの利用を申し込みます。

フリガナ		ｴｰﾋﾞｰｼｰｶﾌﾞｼｷｶｲｼｬ		
法人名		ABC株式会社		
英語表記		A B C C O R P O R A T I O N		スペース含め20文字以内
フリガナ		ﾄｳｷｮｳﾄｵｵﾀｸﾊﾈﾀﾞｸｳｺｳ3－5－1 ｼﾞｬﾙﾒｲﾝﾃﾅﾝｽｾﾝﾀｰ1		
所在地		〒144-0041 東京都大田区羽田空港3－5－1 JALメインテナンスセンター1		
代表者	フリガナ	ﾀﾞｲﾋｮｳﾄﾘｼﾏﾘﾔｸｼｬﾁｮｳ		法人印 または 役職印
	部課名 役職	代表取締役社長		
	フリガナ	ﾊﾟｾ ﾀﾛｳ		
	代表者名	羽世　太郎		
電話番号		03－5796－1118	PassAge 年間見込金額	50百万円

契約企業またはインハウス（契約企業内旅行会社）

●管理責任者/連絡責任者

フリガナ				
法人名		※上記「法人名」と同じ場合も、お手数ですがご記入をお願いします。		
フリガナ				
所在地		〒 ※上記「所在地」と同じ場合も、お手数ですがご記入をお願いします。		
管理責任者	フリガナ	ｿｳﾑﾌﾞ ﾌﾞﾁｮｳ	フリガナ	ﾊﾟｾ ｲﾁﾛｳ
	部課名 役職	総務部　部長	氏名	羽世　一郎
	電話番号	03－5796－1234	E-mail	pase.ichiro@jal.com
連絡責任者	フリガナ	ｿｳﾑﾌﾞ	フリガナ	ﾊﾟｾ ﾊﾅｺ
	部課名	総務部	氏名	羽世　花子
	電話番号	03－5796－1234	E-mail	pase.hanako@jal.com

●指定旅行会社

	旅行会社名・支店名	所在地			
1	株式会社Eツアー	〒140-0002 東京都品川区東品川2－4－11 （電話：03－1234－5678　）			
	東京本社	部課名 担当者名	法人営業部 羽世　次郎	E-mail	pase.jiro@etour.com
2		〒 （電話：　）			
		部課名 担当者名		E-mail	
3		〒 （電話：　）			
		部課名 担当者名		E-mail	

●決済方法

☑ 銀行振込	みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行
☐ 自動引落	約定支払日：毎月27日（別途預金口座振替依頼書のご提出が必要です）		

●請求書通知先

☑ 管理責任者宛　　☑ 連絡責任者宛

☐ その他（以下にご記入ください）

法人名・部課名・担当者名	所在地	
	〒	
	E-mail	

＜JSL使用欄＞

企業コード			JOIS	
会員番号	1		支店	
	2		与信	
	3		限度額	

備考欄			

JAL PassAge コーポレートプラン 申込書

日本航空株式会社
株式会社JALサンライト　御中

申込日	西暦　20　　年　　月　　日

当社は、別紙のJAL PassAge コーポレートプラン（以下「PassAge」という）会員規約を承諾のうえ、PassAgeの利用を申し込みます。

フリガナ				
法人名				
英語表記				スペース含め20文字以内
フリガナ				
所在地	〒			
代表者	フリガナ			法人印 または 役職印
	部課名 役職			
	フリガナ			
	代表者名			
電話番号		PassAge 年間見込金額	百万円	

●管理責任者/連絡責任者

フリガナ				
法人名				
フリガナ				
所在地	〒			
管理責任者	フリガナ		フリガナ	
	部課名 役職		氏名	
	電話番号		E-mail	
連絡責任者	フリガナ		フリガナ	
	部課名		氏名	
	電話番号		E-mail	

●指定旅行会社

	旅行会社名・支店名	所在地			
1		〒 (電話：　　)			
		部課名 担当者名		E-mail	
2		〒 (電話：　　)			
		部課名 担当者名		E-mail	
3		〒 (電話：　　)			
		部課名 担当者名		E-mail	

●決済方法

☐ 銀行振込	みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行
☐ 自動引落	約定支払日：毎月27日(別途預金口座振替依頼書のご提出が必要です)		

●請求書通知先

☐ 管理責任者宛　　☐ 連絡責任者宛

☐ その他（以下にご記入ください）

法人名・部課名・担当者名	所在地	
	〒	
	E-mail	

＜JSL使用欄＞

企業コード			JOIS	
会員番号	1		支店	
	2		与信	
	3		限度額	

備考欄			

＜記入例＞

令　和　　４　年　５　月　１　日

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（収・加）

私は、下記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納企業名	株式会社システム収納センター（略称：ＳＳＣ）
振替日（払込日）	２７日（金融機関休業日の場合は翌営業日）

捨　印
（ゆうちょ銀行除く）
収納

＊ゆうちょ銀行以外の金融機関またはゆうちょ銀行の**どちらかひとつをご指定ください。**
（太枠内のみご記入ください。）

金融機関コード							
支店コード							

＊金融機関コード・支店コードは収納依頼企業にて記入

ゆうちょ銀行以外の金融機関	預金口座	千代田	銀行・金庫・組合	中央	本店・支店・出張所 御中						
		預金種目	1．普通	2．当座	口座番号（右詰で記入）	1	2	3	4	5	6	7
ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	記号（6桁目がある場合は※欄に記入）			番号（右詰で記入）						
	1 6 6	3 0	1		0	※						
	払込先口座番号	００１４０－３－１１８１７１	払込先加入者名	株式会社システム収納センター							
フリガナ	カ)ｼｭｳﾉｳｾﾝﾀ ﾀﾞｲﾋｮｳﾄﾘｼﾏﾘﾔｸｼﾔﾁﾖｳ ｼｭｳﾉｳﾀﾛｳ					届出印（通帳印）					
口座名義	株式会社収納センタ 代表取締役社長　収納太郎					収納					

ゆうちょ銀行以外の金融機関使用欄	
検印	
印鑑照合	
受付印	

― 預金口座振替規定 ―（ゆうちょ銀行は除く）

（ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます）

1. ＳＳＣより貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えるときは、私に通知することなく、請求書をＳＳＣに返却してもさしつかえありません。また、振替日以降任意の日に貴行がＳＳＣから再請求のあった金額を引落としのうえ支払ってもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたりＳＳＣから請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。

金融機関使用欄	
※預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、下記該当箇所に○印をつけて至急ご返送ください。 1. 印鑑相違　4. 預金種目相違　7. 支店名相違 2. 印鑑不鮮明　5. 口座番号相違　8. その他 3. 口座名義相違　6. 口座該当なし　（　　） ＜不備依頼書返送先＞ 〒102-8611 千代田区平河町２－４－１６ 株式会社システム収納センター	取扱店日附印

＊＊＊ ＊＊＊

お客様番号										

（収納企業使用欄）

収納依頼企業（請求元企業）	株式会社ＪＡＬサンライト										料金等の種類	PassAgeｺｰﾎﾟﾚｰﾄﾌﾟﾗﾝ利用代金等											
契約者番号等	4	0	0	4																			

令　和　　年　　月　　日

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（収・加）

私は、下記の収納企業から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納企業名	株式会社システム収納センター（略称：ＳＳＣ）
振替日（払込日）	２７日（金融機関休業日の場合は翌営業日）

捨　印
（ゆうちょ銀行除く）
↓
印

＊ゆうちょ銀行以外の金融機関またはゆうちょ銀行の**どちらかひとつをご指定ください。**
（太枠内のみご記入ください。）

金融機関コード	
支店コード	

＊金融機関コード・支店コードは収納依頼企業にて記入

ゆうちょ銀行以外の金融機関	預金口座	銀行 金庫 組合		本店 支店 出張所 御中	
		預金種目	１．普通　２．当座	口座番号（右詰で記入）	
ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	記号（6桁目がある場合は※欄に記入）	番号（右詰で記入）	
	１６６	３０	１　　０	※	
	払込先口座番号	００１４０－３－１１８１７１	払込先加入者名	株式会社システム収納センター	
フリガナ			届出印（通帳印）		
口座名義			印		

ゆうちょ銀行以外の金融機関使用欄	
検印	
印鑑照合	
受付印	

― 預金口座振替規定 ―（ゆうちょ銀行は除く）

（ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます）

1. ＳＳＣより貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落としのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えるときは、私に通知することなく、請求書をＳＳＣに返却してもさしつかえありません。また、振替日以降任意の日に貴行がＳＳＣから再請求のあった金額を引落としのうえ支払ってもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたりＳＳＣから請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行の責めによる場合を除き、貴行には迷惑をかけません。

金融機関使用欄

※預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、下記該当箇所に○印をつけて至急ご返送ください。

1. 印鑑相違
2. 印鑑不鮮明
3. 口座名義相違
4. 預金種目相違
5. 口座番号相違
6. 口座該当なし
7. 支店名相違
8. その他（　　）

＜不備依頼書返送先＞
〒102-8611
千代田区平河町２－４－１６
株式会社システム収納センター

取扱店日附印

*** ***

お客様番号	

（収納企業使用欄）

収納依頼企業（請求元企業）	株式会社ＪＡＬサンライト	料金等の種類	PassAgeｺｰﾎﾟﾚｰﾄﾌﾟﾗﾝ利用代金等
契約者番号等	４００４		

144-8790

東京都大田区羽田空港3－5－1 4階
JALメインテナンスセンター1
株式会社JALサンライト
PassAgeデスク
行

料金受取人払郵便
蒲田局承認
3006
差出有効期間
2028年9月30日まで

ご住所 〒

法人名

■封筒作成方法■
①から番号通りに折り作業・のりづけをしてください

②のりしろ
③折り
④のりしろ
⑤折り
⑥のりしろ
⑦折り
⑧のりしろ
⑨折り